



機器レンタル申し込み書

「レンタル約款」と「ご注意事項」に同意の上、下記の通り、機器のレンタルを申し込みいたします。

■お客様情報

お申し込み日	平成	年	月	日
貴社名	(社印)			
部署名				
氏名				
ご住所(使用場所)				
TEL.			FAX.	
携帯電話			E-mail.	

■お申し込み内容

(税別)

品名	レンタル開始日時	日数	単価(24時間)	台数	金額
USBデュプリケーター UDX-14 (1:13)	月 日 時	日間	20,000 円	台	円
SDデュプリケーター SDX-16 (1:15)	月 日 時	日間	20,000 円	台	円
microSDデュプリケーター MDX-32 (1:31)	月 日 時	日間	30,000 円	台	円
BD/DVD/CDデュプリケーター BDX-10 (10連)	月 日 時	日間	30,000 円	台	円
BD/DVD/CDデュプリケーター DOX-1タワー(10連)	月 日 時	日間	30,000 円	台	円

↑ レンタルする機器に○を記入してください

「日数」×「単価」×「台数」を記入してください ↑

レンタル約款

第1条(総則)

賃借人(以下「甲」)とオーデン株式会社(以下「乙」)との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」)について、以下の条文の規定を適用します。

第2条(物件)

乙は甲に対し、デュプリケーター等の機器及び付属品(以下「物件」)を賃貸し、甲はこれを賃借します。

第3条(所有権)

①物件の所有権は乙が保有いたします。
②甲は、物件を他へ譲渡または、転貸、担保権の設定等その所有権を侵害する事はできないものとする。
③甲は、乙が請求したときには、何時でも物件の点検に応じるものとする。

第4条(レンタル期間)

①レンタル期間は本書記載の期間とします。
②この約款に基づくレンタル契約は、この約款に定める場合を除き、レンタル期間満了の日まで解除又は終了させることができません。

第5条(賃借料の支払方法)

甲は、乙が定めたレンタル料に基づいて、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに、消費税を付した賃借料を現金にて乙に対して支払います。

第6条(物件の引渡し)

乙は甲に対し、物件を乙の事業所においてレンタル開始日時に引渡し、甲は物件をレンタル終了日時までに乙の事業所に返還します。

第7条(担保責任)

甲は乙に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。

第8条(担保責任の範囲)

①レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、代替品にて対処する。
②乙は前項に定める以外の責任を負いません。

第9条(物件の使用、保管)

①甲は、物件を本来の使用方法に従い、善良な管理者の注意をもって使用します。
②甲は、事前に乙の書面による承諾を得ない限り、物件の使用場所の変更や分解、修理、改造等、引渡し時の現状を変更できないものとする。
③甲は、物件自体及び物件の設置、保管、使用等によって第三者に損害を与えた場合、速やかに乙へ通知し、甲の責任に於いて解決します。

第10条(物件の滅失、破損)

①甲は、物件の引渡し後、返還までの間に、物件が滅失、破損した場合、その責が乙に帰す場合をのぞき、本契約上の債務を履行いたします。
②前項の場合、甲は物件の修理が可能なとき、乙の請求する物件の修理金額を支払い、物件の修理が不可能なとき、乙の請求する物件の購買金額の全額を支払う事とします。

第11条(レンタル期間の延長)

甲から延長期間を定めて期間延長の申し出があった場合は、乙は当該レンタル契約に適用される料金制度表に基づき、この申し出を承諾する場合があります。

第12条(物件の返還遅延の損害金)

①甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、甲はその期日の翌日から返還の完了日までの遅延損害金を支払います。
②遅延損害金は、乙が定める金額とします。

第13条(乙の権利の譲渡)

乙は、この契約に基づく乙の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に差入れることができます。

第14条(情報)

レンタル期間中、又は甲が乙に物件を返還した後であるかに関わらず、また物件の返還の理由の如何を問わず、物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償などの請求をしません。

第15条(合意管轄)

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の所在地にある裁判所を全管轄裁判所とします。

【ご注意事項 ※必ずお読みください】

1. マスターディスクの収録内容が公序良俗に反する物でないこと。民法、刑法等の各種法律、著作権等の知的所有権、パブリシティ権、プライバシー、肖像権等の権利に抵触しないことを十分に御確認ください。著作権のあるデータにつきましては著作者に許可を得る等、データの内容に関してはお客様の責任において万全を期していただけますようお願いいたします。
本確認事項に反した事実があり、そのために弊社が損害を被った場合、その損害の一切をお客さまに御負担いただくものといたします。
2. レンタル機材で使用したマスターディスクや複製したディスクに何らかの異常があった場合でも、当社は一切の保証はいたしません。
レンタル機材を使用した結果の責任は全てお客様が負うものといたします。